



協定書を掲げる太田市長(左)と三井住友海上火災保険株式会社長野支店野中支店長(右)

市と三井住友海上火災保険株式会社長野支店は11月20日、「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を結び、市役所で締結式を開きました。この協定により、市は水災害時に同社が行う損害調査の情報を無償で提供を受け、活用できるようになります。この損害調査は、市が行う被害認定調査にも利用できるため事務の簡略化につながり、建物が受けた被害の程度を証明する「り災証明書」の迅速な発行になります。

行につながります。これにより、市は他の災害対応に注力することができます。締結式で太田市長は「締結によって、地域社会に欠かせないり災証明書を迅速に発行できる。いつ起きるかわからぬ災害への備えを進めていきたい」といさつ。野中厚司支店長は「全国各地で災害の発生リスクが高まっている。市と密に連携し迅速、的確な対応に努めたい」と感じました。

新たに3社と締結 地域見守り活動に関する連携協定

市は、日常業務で高齢者等宅を訪問する際に異変を感じた場合に関係機関へ連絡する「地域見守り活動に関する連携協定」を11月18日、新たに3団体と結びました。

今回、締結したのは、市内で住宅型有料老人ホーム等を展開する株式会社みらいいさい福祉会と在宅訪問マッサージを行っている株式会社アメニティーサービス、配食サービス等を行っている株式会社トータル



サポートショップ山崎。今回の締結で36団体・事業所となりました。また、本年度から車両貼り付け用マグネットシートも配布しています。

●被災家屋を速やかに調査 早期の生活再建へつなぐ



固定資産評価審査委員会委員
浅香 正紀



代表監査委員
内川 博文

任期満了に伴って、固定資産評価審査委員会委員と監査委員が選任されました。固定資産評価審査委員会委員は、石井喜博さん(令和元年11月9日～令和7年11月8日・2期6年)が退任され、新たに浅香正紀さんが選任されました。浅香さんの任期は令和10年11月8日までの3年間です。監査委員は、代表監査委員の川上則

●固定資産評価審査委員会委員・監査委員の選任

文さん(平成29年11月27日～令和7年11月26日・2期8年)が退任され、野本博之さんが再任、新たに内川博文さ

んが選任されました。任期は野本さん

が令和11年11月24日、内川さんが同年

11月26日までの4年間です。

事業を行う皆さん 給与支払報告書の提出はお早めに

令和7年中に給与等(課税対象の手当を含む)を支払った事業者と給与・賃金、雇人費や専従者給与の支払いをした営業、農業、不動産所得のある人は、給与支払報告書の提出が必要です。

事業者の皆さんには11月に総括表等の書類を送付しましたので、受給者全員分の提出をお願いします。給与支払報告書(個人別明細書)等は税務署で配布しています。昨年eLTAXで提出した事業者にはeLTAX上のメッセージ機能で、光ディスクで提出した事業者には郵送で給与支払報告書提出のお知らせを送付しましたのでご確認ください。

■ご注意ください

個人事業主の皆さんには、提出時にマイナンバーカード等で本人確認が必要です。給与支払報告書は新様式を使用してください。

事業を行う皆さん 忘れずに! 固定資産税 償却資産の申告

会社や個人で事業を行っている人で、1月1日現在に償却資産を所有している人は申告が必要です。申告書は12月上旬に発送しました。用紙の不足や届かない場合はご連絡ください。

■償却資産の対象となるもの

構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具、備品、建物付帯設備(家屋として課税されているものを除く)などの事業用資産

■申告時の注意点

法人税や所得税・市県民税の規定による所得の計算上、損金または必要経費として申告している資産が対象になりますが、確定申告をしない場合や前年と変更がない場合でも申告してください。資産の多少にかかわらず該当する資産は申告が必要です。

「手引き」で確認! 計算式や対象資産

「償却資産申告の手引き」で、計算方法や対象資産などの詳細をご確認ください。手引きは税務課・支所・市HP(上記2次元コード)から入手できます。



締め切り 2月2日(月)

問 税務課市民税担当 TEL71-2485



オススメ! 給与支払報告書のデータ提出

①eLTAXによる提出

インターネットからeLTAXに登録し、提出します。詳しくは地方税共同機構HPをご覧ください。

エルタックス

問 ヘルプデスク TEL0570-081459



②光ディスク(CD-Rなど)による提出

税務・会計ソフトウェアから給与支払報告書のデータを出力し、光ディスクに保存して提出します。

締め切り 2月2日(月)

問 税務課家屋担当 TEL71-2482



Ponit1 農耕作業車が申告対象となる場合

農耕作業車の多くは対象外(軽自動車税の対象)ですが、大型特殊自動車の場合、申告の対象となります。

Ponit2 個人が設置した太陽光発電設備も申告対象に

次の場合は申告をお願いします。

▷全量発電する場合

▷10kW以上の設備を設置している場合

※法人が取り付けた設備、個人事業主が自己の事業に供する場合はすべて償却資産に該当します。



家屋を取り壊したら お知らせください



毎年1月1日時点で存在する家屋には固定資産税が課税されます。家屋を一部分でも取り壊した場合は「家屋取り壊し申告書」の提出、または税務課家屋担当までご連絡ください。届け出がないと引き続き課税される場合があります。また、4月に送付した固定資産税納税通知書に同封の課税明細書で土地・家屋の課税の内容をご確認ください。